

文 第705-1号
平成17年10月19日

各市町村教育委員会教育長 様
関係各機関の長 様

群馬県教育委員会
教育長 内山 征洋
(文化課)

群馬県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準について（通知）

群馬県内における開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の積算については、これまで統一的な基準が明確化されていませんでした。これについて文化庁は、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」の報告『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準について』（平成12年9月28日報告）を受けて、「本発掘調査に必要な経費及び期間の算定は、客観的・合理的な基準に基づいて適切に行われる必要があることから、本発掘調査に関する全国共通の積算基準を示すとともに、各都道府県においては、この積算基準を参考に、積算基準を策定し活用することが適当であるとの通知を行っているところです（平成12年12月14日付け文化庁次長通知 庁保記第78号）。

この通知において文化庁は、各都道府県は「地域における遺跡のあり方と実績等を踏まえて」積算基準を定めるとしているため、群馬県教育委員会では先に設置しました「群馬県埋蔵文化財諸問題検討会」において検討をいただき、別紙のとおり『群馬県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準』を定めることとしました。

埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査は、埋蔵文化財保護上必要な行政措置であるとともに、通常当該調査の原因となった開発事業者に負担を求めて行われます。このため、その経費及び期間等の算定にあたっては、客観的・合理的な根拠に基づいて適切に行われる必要があります。本基準は、上記文化庁通知に基づき、群馬県内の開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の積算にあたって、必要な事項を定めることを目的としたものであり、これによって積算内容をより明確化することができるものと考えます。

つきましては、貴教育委員会及び各機関に置かれましても本基準の周知を図るとともに、今後充分活用が図られるよう、ご配慮願います。なお、この基準につきましては、今後の発掘調査の成果等に基づき必要に応じて改訂していくこととしておりますので、あわせてご承知おきください。